

R7 地域間幹線系統に係る（三条市）地域公共交通計画別紙の一部変更について

（協議事項の概要）

令和6年6月に策定した令和7年度の広域的・幹線的生活交通路線の運行計画（運行期間：R6.10～R7.9）について、下記のとおり変更したいので、ご意見いただきますようお願いいたします。

1 計画変更の概要

- 令和6年6月に三条市公共交通活性化協議会において、地域間幹線系統として、国及び県の補助対象と位置付けたバス路線について、3月1日に予定している運賃改定実施に伴う計画変更（値上げによる影響を考慮し、平均乗車密度算定や輸送量を下方修正）を行うものです。確保維持事業に要する国庫補助額に変更はございません。

2 変更理由

- 3月1日に予定している運賃改定実施に伴い、運行計画を変更するため。

変更予定日	運行事業者等	申請番号	運行系統名	変更の内容
R7.3.1～	越後交通㈱	13、37	表2のとおり	運賃改定実施に伴う平均賃率・平均乗車密度の変更

3 協議後の対応

既に国へ提出している標記計画について、今回の協議を踏まえ、国へ計画変更手続を行います。

4 添付資料

①地域公共交通計画別紙（令和7年度）変更案 今回の変更に係る、広域的・幹線的生活交通路線の運行計画案
②表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 計画により維持されるバス路線の概要及び予定補助額
③表1-5 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 計画により維持されるバス路線の輸送実績及び平均乗車密度算定表
④表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 計画により維持されるバス路線の詳細及び予定補助額の算定基礎